

ご注文ください！

出前講座

市職員が「いつでも」「どこでも」

出向いてお話しします。
企画政策課秘書企画係

☎ 22-0942



○開催日と時間

開催日は土・日曜、祝日・平日を問いません。時間は9時から20時までの間で、2時間以内とします。

○会場の準備など

この講座は、市民のみなさんのもとへ市職員を派遣するもので、会場の手配や受講者への周知などは、申込者（主催者）でお願いします。

会場は、地域交流センターや集会所など、市内であればどこでも構いません。

○受講料 無料

○出前講座とは？

市の仕事の中で、市民のみなさんにとって身近な問題から専門的なことまで、聞いてみたい内容をメニューの中から選んでいただき、市職員が直接出向いてお話しするものです。

○利用できる人

市内に在住または通勤・通学している人で、おおむね10人以上の団体・グループであれば、誰でも申し込むことができます（会合等でも申込可）。

○申し込み

下記の「出前講座メニュー」からテーマを選び、開催希望日の2週間前までに、所定の申込書で企画政策課へ申し込んでください。なお、開催日時については、業務の都合上、変更をお願いする場合があります。

○申込書備付場所

市役所ロビー、忠海支所、地域交流センターなど

○その他

政治、宗教または営利を目的とした集会等への派遣は行いません。また、出前講座は学習の場であり、要望等を受け付ける場ではないことをご理解ください。

分類	No	テーマ	分類	No	テーマ
まちづくり	1	竹原市のIT施策	福祉・健康	31	生活習慣病予防講座
	2	竹原市の地方創生		32	感染症を防ごう
	3	「元気と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原市。」～わたしたちのまちづくりについて～		33	社会参加で健康寿命を伸ばそう！
	4	幹線道路網の整備		34	子育て講座
	5	コンパクトなまちづくり		35	予防接種
	6	市営住宅		36	食事と健康
	7	竹原市の空き家等対策		37	ごみの出し方・分別と減量資源化対策
	8	新開土地区画整理事業		38	行動に移そう省エネルギー対策
	9	景観まちづくり		39	竹原市環境基本計画
	10	くらしと下水道		40	家庭でできる環境保全
行政・財政	11	開かれた市政への「情報公開制度」	産業・観光	41	竹原市の農林水産業
	12	職員の給与の概要		42	個性ある資源を活かした魅力的な観光地づくり
	13	統計からみた竹原市		43	農地の貸借・売買・転用
	14	竹原市の行財政運営		44	個人住民税のしくみ
	15	竹原市の魅力発信、広報広聴活動		45	固定資産税のしくみ
	16	竹原市の財政状況		46	市税等の納付方法
	17	公共施設等総合管理計画		47	市民課の窓口業務
議会・選挙	18	市民と議会	生活・一般	48	登録型本人通知制度をご存知ですか？
	19	選挙の豆知識		49	だまされないで 悪質商法
福祉・健康	20	国民健康保険制度	防災・安全	50	防災知識講座
	21	あなたのための国民年金		51	災害図上訓練（DIG）
	22	後期高齢者医療制度		52	男女共同参画について～ともに輝くあした創り～
	23	国保の保健事業		53	身の回りの人権とはなにか
	24	竹原市の子育て支援		54	インターネットと人権
	25	竹原市地域福祉計画		55	ドメスティック・バイオレンス（DV）～配偶者・パートナーからの暴力～
	26	障害者福祉サービス		56	デートDV
	27	高齢者福祉サービス		57	文化財は先人の足跡
	28	みんなで支える介護保険制度		58	コミュニティ・スクール
	29	介護予防講座		59	豊かな心を育てる道徳教育
	30	認知症について学ぼう		60	ICT活用教育推進
			61	生涯学習って、な～に？	

ご相談ください～CONSULTING SERVICE 相談窓口～

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 (どんな相談でも)		
ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)	毎週月～金曜	8:30～17:00
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	10:00～15:00
保険・年金相談	毎月第4水曜	
女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

専門相談については予約制。電話による相談も可。

◇偶数月は司法書士が応相談

*法律相談は、月初めから受付

無料での相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受付けます。

日時 5月17日（水）9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島市竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

高齢者総合相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (ふくしの駅)

※上記以外は転送電話にて対応します。

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

※5月14日（日）、28日（日）、6月11日（日）は休館

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申込

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 入駒 智子（忠海東町）☎ 26-0235

山崎 繁雄（竹原町）☎ 22-0438

強引な「点検商法」にご注意！

〈事例①布団のクリーニング〉

10日ほど前、「昔世話になったことがある」という業者から布団をクリーニングしないかと電話があった。

来訪を受け入れ布団を見せたところ、「このままでは健康被害が出るかもしれない」と言われた。不安になり、布団を下取りに出し、新たに20万円の布団を買う約束をしたが、必要以上に不安をあおられたと後から感じたため、止めたい。

〈事例②排水管の点検〉

「このあたりの排水管を点検している」と業者が訪れた。一旦は断ったが、勝手に敷地内へ入り作業を始めたので、請求された5千円は支払った。

同様の誘いを受けた近隣住民は皆断って支払いもしていない、と聞き不安になったが、契約書や名刺など、連絡先が分かるものはもらっていない。

【訪問販売や電話勧誘販売といった不意打ち性の高い販売方法には事業者のルールがあります】

事業者側には①勧誘前に会社名や勧誘目的などを相手に告げる。②相手が断った場合、再勧誘は禁止。③不実のことを告げたり、不安を感じさせる勧誘行為は禁止、などが法律上定められています。

【不当勧誘の場合クーリング・オフ期間後も契約の取り消しは可能です】

事例①のように事業者から不実のことを告げられ契約した場合には、契約の取消しが可能ですが、事実確認が難しい場合もあります。また、事例②のような契約書面を渡さない行為は法律違反にあたるほか、同意なく敷地内へ立ち入ることも法律に抵触する可能性があるため、警察へもご相談ください。

おかしいな、こまったなと思ったら、竹原市消費生活相談室（☎ 22-6965）にご相談ください。